

# 受 講 約 款

本約款は、国際書芸協会（以下「当協会」という）が実施する師範養成講座（以下「講座」という）に適用される条件を定義したものです。講座を受講する者（以下「受講生」という）は、本約款に同意したうえで受講の申し込みを行ったものとみなします。

## 第1条 受講契約の成立

受講契約は、申込者が当協会に対し、受講の申し込みを行い、当協会がこれを承諾し、学費を納入された後、当協会が確認を終えた時点で成立するものとします。

## 第2条 学費

- ①受講料などの所定の費用は、当協会が規定する期日までに、原則として一括納入するものとします。
- ②学費分納をされる場合は、受講申し込み時に入会金（最低保証金額）19,000円を納入し、当協会規定の分納願書を期日までに提出します。分納期日を3か月以上守れない場合、残額学費を一括納入いただきます。
- ③クレジットカードで納入される場合、講座で使用する書類、教材お受取り時に、当協会指定の配送業者に通常のショッピングで使用する時と同じ要領でお手続きください。クレジットカードが利用できない状況で、書類、教材などが当協会に返送された場合は、往復の配達手数料を別途請求します。

## 第3条 講座の実施

当協会は、受講案内に記載のカリキュラムに従い講座を実施します。通学時、自然災害などやむを得ない事情がある場合には、日時等の変更措置を講ずるものとします。

## 第4条 受講開始日

受講開始日は当協会と受講生が合意のもと、決定するものとします。

## 第5条 受講期間

受講期間は、受講開始日から起算し、二年間とします。特別な事情に基づく受講生と当協会双方の合意がない限り、変更することはできません。

## 第6条 役務の提供

当協会は受講生に対し、受講生の申込講座の役務を提供します。

- ①欠席・遅刻する場合は、必ず当協会に電話またはEメールで連絡をしてください。  
欠席は振替日を設定します。また、1時間以上遅刻する場合は、欠席とみなし、振替日を設定します。
- ②教材の配送については、当協会による学費納入確認後、順次お届けとなります。通常5～7日程度要します。

## 第7条 講座カリキュラムについて

当協会が指定する講座カリキュラムは下記とします。詳細は講座案内をご確認ください。

- ①右脳開発書道™ 初級師範
- ②右脳開発書道™ 中級師範

③右脳開発書道™ 上級師範

④右脳開発書道™ 特別師範

各講座を修了後、試験を受験し、合格者には当協会認定の師範資格を免状します。

上級師範ならびに特別師範の資格者は、会員もしくは研究生として当協会に所属し、書道研究ならびに書道活動を行い、各講座の再受講費一部免除、定例開催の研究会に参加することができます。

## 第8条 クーリングオフ

当協会の講座は、クーリングオフの対象外となります。

## 第9条 受講辞退

①特別な事由があり、受講辞退を希望する場合、当協会所定の書面で表明してください。

当協会で審議のうえ、辞退が成立した場合、返金は原則下記に定めたものします。

なお、知的財産としての講座の性質から、受講辞退後、テキストは速やかにご返送いただきます。

その際、送料は受講生負担とします。当協会で購入した書道用具に関しては、受講辞退後の返金できません。

A. 受講契約が成立してから8日以内の受講辞退

100%返金いたします。ただし、テキスト未使用の場合に限ります。テキストを使用した場合、最低保証費19,000円(税込)は返金いたしません。

B. 受講契約が成立してから9日以上30日以内の受講辞退

下記の費用は返金できません。

イ 違約金3,3120円(税込) = 学費18%

ロ PayPal決済、クレジットカード払いの場合、カード会社へ当協会が立替支払いをした手数料、9,358円(学費5.086%)、払戻にかかる事務手数料5,400円(税込)

C. 受講契約が成立してから31日以上90日以内の受講辞退

下記の費用は返金できません。

イ 違約金92,000円(税込) = 学費50%

ロ PayPal決済、クレジットカード払いの場合、カード会社へ当協会が立替支払いをした手数料、9,358円(学費5.086%)、払戻にかかる事務手数料5,400円(税込)

D. 受講契約が成立してから91日以上受講辞退

返金できません。

### 学費分納の場合

上記の費用に基づいた金額を所定の方法でご納入いただきます。

②当協会は、次に該当する際は、代表理事の判断により受講契約を解除することができます。この場合、学費は返金しません。

イ 受講生が犯罪行為、反社会的行為または著しく公序良俗に反する行為をした時。

ロ 受講生が受講中に講師、スタッフなどの指示に従わず、または講座の進行に支障を及ぼすなど、受講に適切でないと判断した時。

## 第10条 資格者証(師範免状)の交付

当協会は、各講座修了から二年以内に試験に合格し、資格者登録(兼国際書芸協会会員登録)の手続きを受理後、該当する者に資格者証(師範免状)を交付します。

## 第11条 遵守義務/著作権/商標権

①講座に関する著作権は、当協会に帰属します。テキスト、動画、その他一切の教材の複写複製転載はできません。

②受講生は、講座内容を録画・録音することはできません。録画・録音に関して講師の許可があった場合でも、当協会に無断で他所において使用することはできません。

③受講生は、講座の具体的な内容を出版物、インターネット等で公表することはできません。  
ただし、当協会に事前に承諾を得た場合や、受講の感想の公表は、この限りではありません。

## 第12条 成果物の公表

当協会は、受講生が講座内で制作した成果物（以下「課題成果物」という）の一部または全部につき、当協会の広報、紹介目的で受講生の許諾を得た上で使用できるものとします。課題成果物の氏名の表示は省略するとともに、利用目的に必要な範囲において修正できることとします。

## 第13条 受講に関する支援

講座の受講にあたり、補助、介護、手話、通訳など特別な支援を必要とする場合には、当協会の事前の承諾を得るものとし、それに関わる費用、手配は受講生の負担とします。

## 第14条 免罪事項

①講座を実施する施設内において生じた盗難、紛失などについては、当協会は一切責任を負いません。

②受講生間での金銭の貸し借りは、トラブルの基となりえますので一切禁止いたします。

## 第15条 情報保護

①当協会は、講座に関連して収集した情報については、個人情報保護法を遵守し、適切に取り扱います。

特に、書面については厳格に取り扱います。

②受講生は、講座に関連して知り得た個人情報などを第三者に開示できません。

## 第16条 連絡先変更の通知

受講生は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスを変更した時は、遅滞なくその旨を書面またはメール連絡より当協会に連絡してください。

## 第17条 管轄裁判所

本契約に関して紛争が生じた場合は、京都地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

2017年4月1日 国際書芸協会